

西宮市立中央病院院内医療事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院において重大な医療事故(以下、「医療事故」という。)が発生し、院長または医療安全対策室室長が必要と認めたととき、院内医療事故調査委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第2条 委員会の委員は、次とおりとする。

- (1) 院長、副院長、医療技術部長、医療安全対策室長、医療安全管理者、看護部長、薬剤部長、事務局長、管理部長、総務課長、医事課長
 - (2) 前号に掲げる者のほか、院長が必要と認めて指名した者
- 2 委員の任期は、委員会設置の日から任務の完了する日までとする。なお、医療事故に直接関与した職員・関係者は除外する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は院長、副委員長は委員長が指名したいいずれかの副院長をもってあてる。
- 4 委員長は委員会を掌理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、院長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は医療安全対策室及び総務課に置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 医療事故発生の原因調査に関すること。
- (2) 医療事故発生の背景・原因究明に関すること。
- (3) 医療事故調査報告書の作成および公開に関すること。
- (4) 患者・家族に対し、委員会での調査を知る機会を提供すること。
- (5) その他医療事故発生の原因の改善・指導に関すること。
- (6) 医療事故再発防止のための院内対応に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、必要の都度開催する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(委員以外の者の出席等)

第5条 委員会は、必要と認めたととき、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。また、医療事故にかかる報告書の作成にあたり、第三者にその意見を求めることができ

る。

(会議の非公開および会議録の公開)

第6条 委員会は非公開とし、会議録を公開することとする。ただし、委員長が決定した場合もしくは出席構成員の3分の2以上で議決した場合は、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議内容の報告)

第7条 委員会で協議された内容については、医療安全管理委員会へ報告のうえ、最終方針を決定する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

